○○県中小企業活性化協議会　御中

# 利用相談申込書兼同意書

私（保証人）は、「経営者保証に関するガイドライン」（以下、｢経営者保証ガイドライン｣といいます。）の記載内容を十分に理解し、本書裏面の誓約書及び下記の事項について同意した上で、貴協議会による保証債務の整理に関し、保証人支援専門家と連名で利用相談を申し込みます。

記

１．経営者保証ガイドライン第７項（３）③に基づき、主たる債務の整理手続の終結後に保証債務の整理を開始した場合には、終結前に開始した場合と比較して、残余財産の範囲が制限されることを理解するとともに、利用相談や利用申請の結果、貴協議会において保証債務の整理が開始できなかった場合又は弁済計画が不成立に終わった場合の責任の一切が私に帰属すること。

２．貴協議会による経営者保証ガイドラインに基づく保証債務整理支援業務の遂行のために、私が、貴協議会（支援業務部門及び協議会事務局）に開示した情報及び今後開示する情報を、貴協議会が、経済産業省中小企業庁、所轄の経済産業局、所轄の経済産業局管内の中小企業活性化協議会事業支援業務部門に所属する弁護士資格を有する統括責任者補佐、及び独立行政法人中小企業基盤整備機構（中小企業活性化全国本部）に開示すること。また、経済産業省は、本事業の評価、制度・運用改善及び利用状況フォローアップ等の目的の範囲内において、経済産業省が指定する者に対し、必要かつ適切な監督を行うことを前提に当該情報を開示することがあり、経済産業省又は経済産業省が指定した者は、当該情報を統計的に処理した上で匿名化した結果を公表することがあること。

３．経済産業省、貴協議会又は独立行政法人中小企業基盤整備機構（中小企業活性化全国本部）が実施する本協議会事業に関するアンケートに協力すること。

　　　　　　　年　　　月　　　日

主たる債務者名

保証人　　　　　（住　　所）〒

　　　　　　　　（氏　　名）

保証人支援専門家（住　　所）〒

　　　　　　　　（氏　　名）

※保証人・支援専門家とも、自署であれば押印は不要

**誓　約　書**

当社及び私は、下記１及び２のいずれにも該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当社及び私が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴協議会において必要と判断した場合に、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

１　貴協議会の支援対象として不適当な者

1. 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（支援対象の事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
2. 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
3. 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
4. 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
5. 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

２　貴協議会の支援対象として不適当な行為をする者

1. 暴力的な要求行為を行う者
2. 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
3. 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
4. 偽計又は威力を用いて貴協議会の業務を妨害する行為を行う者
5. その他前各号に準ずる行為を行う者

以上

**相談申込書記載のチェックリスト**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | **チェック項目** | **チェック欄** |
| １ | 経営者保証ガイドラインの趣旨を十分に理解した上での利用相談であることを確認した。 |  |
| ２ | 経営者保証ガイドラインに基づく保証債務整理支援業務の遂行のために、保証人が貴協議会（支援業務部門及び協議会事務局）に開示した情報及び今後開示する情報を、貴協議会（支援業務部門及び協議会事務局）が中小企業庁、所轄の経済産業局、所轄の経済産業局管内の中小企業活性化協議会事業支援業務部門に所属する弁護士資格を有する統括責任者補佐、及び独立行政法人中小企業基盤整備機構（中小企業活性化全国本部）に開示すること、経済産業省が、本事業の評価、制度・運用改善及び利用状況フォローアップ等の目的の範囲内において、経済産業省が指定する者に対し、必要かつ適切な監督を行うことを前提に当該情報を開示すること、経済産業省又は経済産業省が指定した者が、当該情報を統計的に処理した上で匿名化した結果を公表することがあること、につき、同意した。 |  |
| ３ | 経営者保証ガイドライン第７項（３）③に基づき、主たる債務の整理手続の終結後に保証債務の整理を開始した場合には、終結前に開始した場合と比較して、残存資産の範囲が制限されることを理解するとともに、利用相談や利用申請の結果、実施部門において保証債務の整理が開始できなかった場合又は弁済計画が不成立に終わった場合の一切の不利益は保証人の責任であることを確認した。 |  |
| ４ | 所定の利用相談申込書兼同意書に、日付を記載し、主たる債務者名、保証人の住所、氏名、保証人支援専門家の住所、及び氏名を記載した。 |  |